

指 示

山形海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、山形県沖合における火光利用による一本釣漁業（するめいかの採捕を目的とするものを除く。以下「この漁法」という。）について、次のとおり指示する。

令和5年10月20日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

1 操業の禁止

この漁法において、次に掲げる操業をしてはならない。

(1) 総トン数5トン以上の船舶を使用する操業

(2) 次の表に掲げる明石礁及び大瀬の区域における4月10日から7月10日までの操業

区 域	各点の位置
明石礁 右欄に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域	イ（世界測地系）北緯39度00.771分、東経139度43.379分 （ロラン） 2S3-2780と2S4-4762との交点
	ロ（世界測地系）北緯38度57.272分、東経139度42.998分 （ロラン） 2S3-2820と2S4-4768との交点
	ハ（世界測地系）北緯38度58.371分、東経139度38.398分 （ロラン） 2S3-2820と2S4-4756.7との交点
	ニ（世界測地系）北緯39度01.571分、東経139度40.198分 （ロラン） 2S3-2780と2S4-4754.5との交点
大瀬 右欄に掲げるホ、ヘ、ト、チ及びホの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域	ホ（世界測地系）北緯38度39.273分、東経139度25.500分 （ロラン） 2S3-3080と2S4-4775との交点
	ヘ（世界測地系）北緯38度37.174分、東経139度23.100分 （ロラン） 2S3-3110と2S4-4775との交点
	ト（世界測地系）北緯38度37.873分、東経139度20.301分 （ロラン） 2S3-3110と2S4-4766.2との交点
	チ（世界測地系）北緯38度39.873分、東経139度22.400分 （ロラン） 2S3-3080と2S4-4765.8との交点

2 光力の制限

一の船舶がこの漁法に使用する集魚灯の消費電力合計の最高限度は、10キロワットとする。ただし、発光ダイオード式集魚灯（以下「LED灯」という。）を使用する場合における当該LED灯の消費電力は、当該LED灯の消費電力に7を乗じて得た数（単位はキロワットとし、1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とする。

3 有効期間

この指示の有効期間は、令和6年1月1日から同年12月31日までとする。